

平成21年度三次市公共事業評価対象事業一覧表

整理番号	事業名	事業主管課	採択(予定)年度	完了予定年度	経過年数	事業進捗度	事業の必要性	今後の見通し	再評価の経緯
1	公共下水道事業 (三次処理区) 汚水事業 雨水事業	下水道課	平成2年度	平成47年度	20年	23%	汚水事業は、三次市街地の生活排水を下水道により適正に処理し衛生的で快適な生活環境を確保しようとするものです。事業の目的を達成するためには、市街地の整備面積を広げ下水道による生活基盤整備を施工していく必要がある。 また、雨水事業については、市民の生命、財産を守るために下水道整備を行い、浸水被害の解消を図り防災効果を高める必要がある。	管渠整備については、今後も引き続き普及促進に努めることとし、処理場については、管渠の整備状況および人口動向を考慮し、適正な整備を行う。 また、循環型社会の形成に向けて、下水道汚泥等の積極的な活用に努め、資源エネルギーの循環を図りながら、事業を継続して実施する。	平成11年度の再評価から10年経過したため、再評価を受けるものである。
2	特定環境保全公共 下水道事業 (布野処理区)	下水道課	平成12年度	平成28年度	10年	65%	平成15年に一部供用を開始し、平成20年度末で、全体計画30haのうち19.6ha(65%)の整備を行っている。公共用水域の水質保全と生活環境の改善のためには、今後も整備面積を計画的に広げていく必要がある。	効率的な整備によるコスト縮減を目標とし、施設整備を促進するとともに、下水道事業経営の安定化を図るため、接続率の向上に努めながら、事業を継続して実施する。	平成12年度の実施から10年経過したため、再評価を受けるものである。
3	特定環境保全公共 下水道事業 (甲奴処理区)	下水道課	平成9年度	平成30年度	13年	44%	平成9年度に事業着手後、平成17年4月に処理場を稼働させ供用を開始した。平成20年度末で、全体計画123haのうち約54ha(44%)の整備を完了しており、今年度末には、現在の認可区域の事業が完了する。残りの事業区域については計画を見直す必要がある。	残りの事業区域については合併浄化槽による個別処理が望ましいため、新たに事業の認可申請は行わず、当該事業は休止とする。	全体計画の見直しが必要と判断したため、再評価を受けるものである。